

第5回帯広市新型コロナウイルス感染症対策本部 主な確認事項

令和2年4月22日開催分

1 帯広市の対応

(1) 帯広市の経済対策について

- 北海道の休業協力・感染リスク低減支援金の対象にならない飲食事業者を対象として、休業や感染対策の取組に対して帯広市独自の給付を行う。
- また、北海道の支援金の対象となっている事業者に対して、要請の徹底を図るため帯広市独自の上乗せ給付を行う。

(2) 学校等に関して

- 市内小中学校、帯広南商業高校において、5月6日までの臨時休業期間中においては、登校日の設定は行わない。
- 各学校において、5月1日までの期間に全児童生徒へ電話等で健康状態や学習状況の把握を行う。

(3) 公園の利用に関して

- 帯広市内の公園への立ち入りは認めるが、飲食を伴う花見や宴会は自粛を要請する。
- 市外からの利用が見込まれる公園の遊具について5月6日まで利用を禁止とする。

2 今後の進め方

(1) 緊急事態宣言に関して

緊急事態措置の実施に対しては、基本的にはこれまでの対策を継続することとしながらも、今後見直しが予定される国や北海道の方針に合わせ帯広市の方針を見直し、徹底した対策を速やかに講じる。